参考資料６

第２回持続的な成長産業としての建設業のあり方に関する検討会
企業評価ワーキンググループ　資料３

建設業団体を通じたアンケート結果について（概要）

※【】は資料４の該当ページ

１．現行の評価制度

（１）経営事項審査

- 「格付けに利用するための全国統一の客観的な物差し」という趣旨目的やその重要性については、肯定的な意見がほとんどであった。【３～５ページ】
- 審査項目やウェイトについては、現行を支持する意見のほか、Wについての意見が多く、より重視すべきという方向の意見がある一方で、位置づけや項目を整理すべきという方向の意見も見られた。【６～８ページ】
- 個別の評価項目については、研究開発費（W６）やISO（W８）についての意見（見直しすべき等）が見られた。【９～１１ページ】
- Wの位置付けについては、名称（「その他」）の見直しや位置づけの強化、ウェイトの強化をすべきとの意見のほか、独立して活用することの検討について意見があった。一方で、Wの中に多様な項目が含まれていることから、目的やより重視する項目を整理すべきという意見があった。【１２～１５ページ】
- Wを中心とした改正の認知度や影響について、公共事業を受注する企業や大手への波及はあるものの、中小事業者への認知度が低いとの意見があった。周知や情報発信の強化についての意見、産業全体への波及の限界（公共工事の元請企業を対象とする仕組みであるため）を指摘する意見もあった。【１６～１７ページ】
- 手続きについては、行政側保有データとの連携を求める意見、電子申請について自社保有データの活用（現行は取り込み不可）についての意見があった。特殊経審についてはマニュアル整備や制度周知を求める意見があった。【１８～２０ページ】
- 結果の活用や公表については、同業他社との比較などに活用しているケースがあり、経年比較や過去データの閲覧を可能とするなど公表について改善を求める意見があった。【２１～２２ページ】

（２）見える化評価制度

- 元請企業側、専門工事企業側のいずれにおいても、認知度が低く、活用に至っていないという意見。【２４～２９ページ】
- 元請企業側においては、既に別の手法で協力会社を評価しているためニーズがないという意見が見られる。一方、新規に協力会社を開拓する場合や二次下請以下の情報把握といった場合において活用の可能性があるという意見もあったが、あくまで参考・補完的な利用に留まるという意見もあった。また、評価を受けている職種や企業数が少ないことをネックとして指摘する意見もあった。【３０～３３ページ】
- 活用促進に向けた課題に関しては、具体的なメリットやインセンティブを設けるべきとの意見があった。元請企業からは、専門工事企業に対するメリット・インセンティヴのみならず、評価を受けた専門工事企業を選定等する元請に対する

メリット・インセンティヴが重要との意見があり、経営事項審査や入札時における活用についての意見があった。また、プロジェクト単位で活用（評価を受けた専門工事の活用状況などをプロジェクト単位で認証）してはどうかといった意見もあった。また、対象職種や企業数を増やすことが重要との意見もあった。専門工事企業側においても、公共工事での活用を求める意見などがあった。【３４～４１ページ】

● 評価結果の公表等については、結果を検索・比較して一覧できる環境整備を求める意見があったほか、元請企業側からは評価の見せ方（★がわかりにくい）についての意見もあった。【３４～４１ページ】

（３）建設業許可

● 小規模工事については、規制した場合の過度な負担を懸念する意見、登録や届出といった簡易な仕組みや CCUS の活用による実態把握が重要といった意見があった。【４３～４６ページ】

● 要件については、経営業務管理責任者要件の合理化についてのご意見（事業承継への配慮など）、人材育成・DX についてのご意見（許可段階ではなく経審などで評価すべき）があった。財産要件について、物価上昇を踏まえ引き上げるべきという意見があった。社会保険加入の必須化については是非の双方の意見があった。CCUS を許可要件とすべきとの意見もあった。【４７～５１ページ】

● 手続きについては、行政側保有データとの連携を求める意見、経審や過去の申請データの利用を可能とすることをもとめる意見があった。【５２～５３ページ】

２．企業評価に対するニーズ等について

（１）現状【５５～６２ページ】

● 取引先や協力会社の選定については、実績、施工力、価格などを総合的に評価しているという意見が多かった。また、自社として何らかの評価制度を有しているとの回答もあった。

● 情報収集については、ヒアリング、現場毎の評価、外部の調査データなどを活用しているといった回答があった。その際、時間やコストについての課題はないという回答がある一方で、評価のばらつき、実態把握の困難さ、正確性・最新性、時間（コスト）といった課題を有しているとの回答があった。

（２）評価の対象

● 民間工事を対象とした評価制度について、民間発注者のニーズなどを踏まえると、項目設定の難しさや活用の機会が限られることなどを指摘する意見があった。【６４～６５ページ】

● 業態（元請／専門工事）を限定しない横断的な評価については、協力会社や新規取引先の選定のほか、企業間連携、事業承継、労働市場の観点などからニーズがあるのではないかという意見があった。また、発注者によるサプライチェーン全体の評価、事業（プロジェクト）全体の評価という観点でニーズがあるのではないかという意見もあった。その際、共通の評価項目を設定することや評価結果

について単純比較とならない仕組みとすることが重要との意見もあった。【６６～６８ページ】

（３）評価の項目【７０～７８ページ】

●①「賃金水準」については、CCUS レベル別年収を指標にしてはどうかといった意見や昇給制度、資格手当や福利厚生も含めて評価すべきといった意見があった。また、月給制導入状況について評価すべきという意見もあった。

●③「雇用する人材」については、単純な人数だけでなく、CCUS レベルや実績、配置可能な人数を評価すべきといった意見が見られた。

●④「人材育成」については、人材育成方針の有無、教育訓練の実施状況や資格取得支援などについて評価すべきといった意見があった。

●②「経営能力」や⑥「成長性」については、ニーズがあるものの、把握や評価が難しいのではないか、という指摘が見られた。

●⑤「ＤＸ」については、省力化など実際に生産性向上につながっているかを評価すべきではないか、という意見が見られた。

●また、⑦その他として、元請の協力会社に対する支援を評価すべき、という意見もあった。

（４）活用促進

● 評価結果が広く使われる（参照される）ための措置については、評価結果をわかりやすく一覧・検索・比較できる環境構築についての意見があった。また、ランキング形式での公表などの工夫や、ステークホルダーのニーズにあった項目設定や開示などが必要との意見があった。制度や評価結果の PR、周知、情報発信が重要との指摘もあった。【８０～８３ページ】

● 建設企業が広く評価を受けにくるための措置として、公共工事をはじめ受注におけるメリット、補助金や税制上の優遇措置、建設業許可の有効期間延長、建設業で必須な費用の軽減など、具体的なメリットやインセンティブの付与が必要との意見があった。【８４～８７ページ】

３．その他【８９～９０ページ】

● 規模に依存しない仕組みとすることで中小企業でも取り組める設計とすべき（そうでなければ産業全体の底上げにつながらない）との意見、単純に点数で比較するのではなく、企業の特徴や取組内容がわかるような仕組みとすべきとの意見があった。

● 真面目に取り組む企業がしっかり報われる仕組みとすべきとの意見、「将来性」のある企業を適切に評価し、将来に向けた行動変革を促す制度とすべきとの意見があった。

● 制度ごとの目的・役割を整理するなど既存制度との重複を整理してわかりやすい仕組みとすることや、制度や申請が負担とならないような配慮を求める意見があった。